

## 八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金交付要綱

平成29年7月27日 施行

### (趣旨)

第1条 この要綱は、看取り環境の整備を促進するため、東京都が定める「暮らしの場における看取り支援事業実施要綱」及び「特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助要綱」に基づき交付される補助金を財源の全部又は一部として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手続に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、終末期にある利用者に対し、安らかな死を迎えるための施設の改修に要する費用の一部を補助することにより、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第3条 この要綱において、補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、既に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は有料老人ホームを開設している社会福祉法人等とする。

### (補助対象事業)

第4条 この要綱による補助の対象事業は、八王子市内に設置する既存の施設において利用者の看取りに必要な環境を整備するため、以下の改修工事をするものとする。また、

(1) 及び (2) の改修工事の内容は、別表1のとおりとする。

- (1) 看取り時の個室としてのスペースを確保するための施設の改修
- (2) 看取り時の家族宿泊のためのスペースを確保するための施設の改修
- (3) その他、八王子市長（以下「市長」という。）が必要と認める施設の改修工事

### (補助対象経費)

第5条 この要綱による補助の対象経費は、既存の施設において利用者の看取りを行うために必要な環境を整備するための改修に必要な施設整備費で、別表2の第2欄に掲げるものとする。

(補助要件)

第6条 この要綱による補助の要件は、補助の対象となる施設が、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームについては看取り介護加算、介護老人保健施設についてはターミナルケア加算を既に届出済み、あるいは、今後、届出予定の場合とする。

なお、有料老人ホームについては市が定める八王子市有料老人ホーム設置運営指導指針の全ての項目に合致しているものとする。

(補助金交付額)

第7条 この要綱による補助金の額は、別表2の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額（総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。）とを比較して、いずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

なお、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(協議)

第8条 補助対象事業者は、八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金協議書（第1号様式）により事業計画について市長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）が八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金交付申請書（第2号様式、以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出して行うものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第11条の条件を付して補助金の交付を決定し、八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により当該交付申請を行った補助申請者に通知する。

(補助条件)

第11条 第10条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助決定者」という。）に対して、別記1の補助条件を付するものとする。

(変更交付申請)

第12条 補助決定者が、この補助金の交付決定後に申請の内容を変更する場合には、八王

子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金変更交付申請書（第4号様式）により変更交付申請を交付申請の手続きに準じて行うものとする。

（実績報告）

第13条 補助決定者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金実績報告書（第5号様式、以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して補助事業の実績を市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、第13条の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金額確定通知書（第6号様式）により補助決定者に通知する。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第14条の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助決定者に命じることがある。

2 第13条の実績報告は、是正措置の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

（補助金の請求）

第16条 補助決定者は、第14条の規定による補助金額確定通知を受けたときは、所定の期日までに八王子市特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助金請求書（第7号様式）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第17条 市長は、第16条の規定による補助金の交付請求を受けたときには、速やかに支出するものとする。

（補助金の返還等）

第18条 補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときには、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときには、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 補助事業の施行が不正又は不相当と認められたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等については、補助事業者が財産処分制限に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保権を設定する等を行ったため、交付目的が達成されることが明らかになったとき。
- (7) 補助決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（暴力団等の排除）

第19条 八王子市暴力団排除条例（平成23年12月15日条例第23号）に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書（第8号様式）により行うものとし、市長は補助申請者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

（関係帳簿等の備付け等）

第20条 補助決定者は、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に関する書類又は帳簿（以下この条において「関係帳簿等」という。）を備えておかなければならない。

2 補助決定者は、関係帳簿等を補助事業の年度終了後5年間保管しておかなければならない。

3 市長は、必要に応じて関係帳簿等を検査することができる。

（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行し、平成29年4月28日から適用する。

## 別記1

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

#### 2 承認事項

補助決定者は、次の(1)から(3)までの一に該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 事故報告

補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

#### 4 補助事業の遂行命令

- (1) 要綱第13条及び3による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- (2) 補助決定者が(1)の命令に違反したときは、市長は、補助決定者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

#### 5 他の補助金等の一時停止等

補助決定者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等

があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 6 財産処分の制限

補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

#### 7 財産処分による収入の取扱

補助決定者が、市長の承認を受けて6の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

#### 8 財産管理

補助決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

#### 9 補助金調書の作成

補助決定者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

#### 10 消費税等に係る税額控除の報告

補助決定者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

#### 11 監査等への応諾義務

補助決定者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

別表 1

改修工事の内容

区分	内容
・施設の内部改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看取り及び家族宿泊のスペースの確保を目的として行う内部改修工事</li> <li>・看取り及び家族宿泊のスペースについて、防災対策として改修する工事</li> </ul>
・施設の付帯設備の改修工事	看取り及び家族宿泊のために改修する医療設備、給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備、通信設備等付帯設備に関する工事

別表 2

補助基準

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
6,000,000円	看取りを行うために必要な環境を整備するため改修した場合の工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセント相当の額を限度とする。）	3/4